2　前項第一号の規定は、官庁又は公署が登録の嘱託をする場合には、適用しない。

3　次に掲げる場合には、第一項第六号の規定にかかわらず、登録原因を証する書面を提出することを要しない。

一・二　（略）

（枚数の記載）

第二十三条　申請人又はその代表者若しくは代理人は、申請書が二枚以上であるときは、各用紙に当該用紙が何枚目であるかを記載しなければならない。

（削る。）

2　別表第二の二十二の項添付書面欄ハに掲げる信託目録に記録すべき事項を記載した書面が二枚以上であるときは、申請人又はその代表者若しくは代理人は、各用紙に当該用紙が何枚目であるかを記載しなければならない。

第二十四条　削除

（代表者の資格を証する書面の期間制限等）

第二十五条　第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる事項を記載した書面であって、市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。第二十七条第二項において同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。

2　（略）

（代理人の権限を証する書面への記名等）

第二十六条　委任による代理人によって登録を申請する場合には、申請人又はその代表者は、当該代理人の権限を証する書面に記名しなければならない。復代理人によって申請する場合における代理人についても、同様とする。

2　前項の場合において、代理人（復代理人を含む。）の権限を証する書面には、同項の規定により記名した者（委任による代理人を除く。）の本人確認書類を添付しなければならない。

3　（削る。）

4　前項の規定は、官庁又は公署が登録の嘱託をする場合には、適用しない。

（新設）

2　次に掲げる場合には、前項第五号の規定にかかわらず、登録原因を証する書面を提出することを要しない。

一・二　（略）

（契印等）

第二十三条　申請人又はその代表者若しくは代理人は、申請書が二枚以上であるときは、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。

2　前項の契印は、申請人又はその代表者若しくは代理人が二人以上ある場合は、その一人がすれば足りる。ただし、登録権利者及び登録義務者が共同して登録の申請をするときは、登録権利者又はその代表者若しくはその代理人及び登録義務者又はその代表者若しくはその代理人の各一人がしなければならない。

3　別表第二の二十二の項添付書面欄ハに掲げる信託目録に記録すべき事項を記載した書面が二枚以上であるときは、申請人又はその代表者若しくは代理人は、各用紙に当該用紙が何枚目であるかを記載し、各用紙のつづり目に契印をしなければならない。この場合においては、前項の規定を準用する。

（申請書への記名押印等）

第二十四条　申請人又はその代表者若しくは代理人は、委任による代理人が申請書に署名した場合を除き、申請書に記名押印しなければならない。

2　前項の場合において、申請書には、同項の規定により記名押印した者（委任による代理人を除く。）の印鑑に関する証明書（住所地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長若しくは総合区長とする。次条第一項において同じ。）又は登記官が作成するものに限る。以下同じ。）を添付しなければならない。

3　前項の印鑑に関する証明書は、作成後三月以内のものでなければならない。

4　官庁又は公署が登録の嘱託をする場合における嘱託書については、第二項の規定は、適用しない。

（代表者の資格を証する書面の期間制限等）

第二十五条　第十九条第一項第一号又は第二号に掲げる事項を記載した書面であって、市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。

2　（略）

（代理人の権限を証する書面への記名押印等）

第二十六条　委任による代理人によって登録を申請する場合には、申請人又はその代表者は、当該代理人の権限を証する書面に記名押印しなければならない。復代理人によって申請する場合における代理人についても、同様とする。

2　前項の場合において、代理人（復代理人を含む。）の権限を証する書面には、同項の規定により記名押印した者（委任による代理人を除く。）の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

3　前項の印鑑に関する証明書は、作成後三月以内のものでなければならない。

4　第二項の規定は、官庁又は公署が登録の嘱託をする場合には、適用しない。